

## インターネットの危険からお子さんを守るために



### ★お子さんがどこで、どんな機器で、どのようにインターネットを利用しているかを確認しましょう！

無線通信環境を無料で使える店舗や公共施設なども増え、いろいろな場所からインターネットにモバイル端末でアクセスできます。お子さんが遊びに出た先など、保護者の目の届かないところでインターネットにアクセスしているかもしれません。

### ★保護者の責務として、フィルタリングを活用しましょう！

特にモバイル端末は、子ども一人で利用するため、保護者の目が届きにくくなります。出会い系サイトなどの有害サイトからお子さんを守るためのフィルタリングサービス（有害サイトアクセス制限サービス）が携帯電話事業者やフィルタリングソフトメーカーから、スマートフォン、タブレット用ではアプリとして（「あんしんフィルター for〇〇」など）提供されています。

### ★安全に、安心して使うための設定をしましょう！

スマートフォン、タブレットのフィルタリングアプリでは、ペアレンタルコントロール（保護者による特定の機能制限設定）ができます。購入時などによく確認して設定しましょう。

### ★家庭でのインターネットルールを決めましょう！

フィルタリングは有効な方法ですが、完全なものではありません。個人情報の書き込みはしないなど、インターネットの利用について、親子で話し合ってルールを決めることが大切です。

※フィルタリングについて詳しくは  
 総務省「フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）をご存知ですか？」  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/filtering.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html)



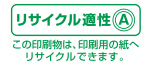
※インターネットのルールづくりについて詳しくは  
 神奈川県青少年課「我が家のルールをつくりましょう!!」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p803466.html>



トラブルに遭った子どもが「親に叱られるから相談できない」と一人で悩みを抱えてしまい、被害が拡大するケースもあります。普段からお子さんとコミュニケーションを図り、打ち明けてもらいやすい環境を作りましょう。

お役立ちサイト	
◆神奈川県消費生活課「学ぼう 知ろう 身近なケン！」 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/edu/kids/">http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/edu/kids/</a>	◆(独)国民生活センター <a href="http://www.kokusen.go.jp/">http://www.kokusen.go.jp/</a>
◆神奈川県教育委員会「かながわモード」 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/4012/kanagawa_mode/">http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/4012/kanagawa_mode/</a>	◆警視庁「情報セキュリティ広場」 <a href="https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/cyber/">https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/cyber/</a>
◆神奈川県警察「暮らしの安全情報（サイバー犯罪）」 <a href="https://www.police.pref.kanagawa.jp/index2.htm#cyber_hanzai">https://www.police.pref.kanagawa.jp/index2.htm#cyber_hanzai</a>	◆(一財)インターネット協会 <a href="https://www.iajapan.org/">https://www.iajapan.org/</a>

神奈川県 消費生活相談は ⇒ 身近な相談窓口につながります  
**消費者ホットライン (局番なし) 188番**  
 資料に関するお問合せ ⇒ 神奈川県消費生活課 (横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2) ☎045-312-1121(代) 内線2640~2643



平成31年3月発行

デザイン：株式会社シンソークリエイト

# うちの子、大丈夫？ 子どものネット世界は保護者が守る！

パソコン、スマートフォン、ゲーム機などの普及により、小学生がインターネットに接する機会が増えています。インターネットに関するトラブルの相談は消費生活センターにも多く寄せられています。

このリーフレットでは、お子さんをインターネットトラブルから守るために保護者として注意するポイントを紹介します。



※平成29年度に県内消費生活センターに寄せられた小学生に関する相談の最高請求金額です。



# ワンクリック請求



## 《相談事例》

小学校6年生のA君は、来年から通う中学校の制服を調べようとネットで画像を検索しました。

サイトを見ていたら「18歳以上ですか」と聞かれたので、興味本位に「はい」と答えたところ、突然、「請求額 99,800円」の文字が画面に表示され、画面に張り付いたままになってしまいました。

A君はどうしたらいいのかわかってしまったので、お母さんに話しました。

## こんな時は

### ○まずは「あわてない！払わない！こちらから連絡しない！」

- 請求画面が表示されても、お金を払う必要はありません。相手は「支払え」と勝手にいっているだけです。支払ったら相手の思うツボです。
- 画面に連絡先が書いてあっても、こちらから連絡してはいけません。氏名・住所・電話番号が知られたり、電話口で脅されるなど被害が拡大します。メールの場合も脅迫的な迷惑メールが多数送られてしまいます。

支払いません！



請求画面が消えないときは、(独)情報処理推進機構 (IPA) のサイトを参考に OS の初期化やシステムの復元を試みましょう。

☎ 03-5978-7509

情報セキュリティ安心相談窓口  (メール、FAXでも相談できます。)



不安や危険を感じたら、消費生活センターに相談しましょう。

身近な相談窓口につながります  
消費者ホットライン

☎(局番なし) **188**番

身近な消費生活  
相談窓口はコチラ...  
で検索できます。



## ここに注意

- ・興味本位でアクセスしたり、むやみにクリックするのは危険なことです！
- ・芸能人サイトや占いサイトなどから出会い系サイトに誘導されて、トラブルに遭うケースもあります。

# オンラインゲーム



## 《相談事例》

小学校5年生のB君はお父さんのスマートフォンで無料ゲームをしていました。ゲームのアイテムショップでクリックしてみたら、欲しかったアイテムが手に入り、簡単にクリアすることができたので、B君は何度もアイテムを手に入れました。

やがてB君の家にクレジットカード会社から「ゲーム代 190,000円」という請求書が届きました。お父さんは別のアプリをダウンロードするときに登録したクレジットカード情報で、ゲームのアイテムが買えることを知りませんでした。

## こんな時は

### ○まず、お子さんと話をして状況を確認しましょう。

- ゲームが無料でも、ゲームを有利に進めるためのアイテムは、有料のものがほとんどです。
- 子どもがアイテムを次々と購入し、通信料と共に、高額な請求をされるケースが発生しています。
- 機種やアプリ、過去の使用状況によっては、子どもでも簡単にアイテムを購入できてしまいます。

困ったときは親子で、消費生活センターに相談しましょう。

身近な相談窓口につながります  
消費者ホットライン

☎(局番なし) **188**番

身近な消費生活  
相談窓口はコチラ...  
で検索できます。



## ここに注意

- ・アイテムの購入は実際の買い物と同じで、お金が必要になることを、お子さんに伝えましょう。
- ・保護者のスマートフォン等をお子さんになるべく利用させないようにしましょう。
- ・保護者の知らないうちに、子どもがクレジットカード情報やパスワードを入手して、アイテムを購入した事例があります。
- ・**クレジットカードやパスワードの管理には充分注意しましょう！**

アイテムを買うときは  
相談してからだよ。



オススメ！

# SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。メッセージの交換、仲間の募集、情報交換など多くの人と交流できるインターネット上のサイト。Twitter(ツイッター)、LINE(ライン)、Facebook(フェイスブック)などが有名。そのほかゲーム機専用交流サイトなども含まれる。



消費生活課キャラクター ニャン吉

子どもになりました大人が実際に子ども達に近づき、犯罪に巻き込む事件が発生しています。



ネットの世界で知り合った人と絶対に会わないよう、お子さんに伝えましょう。

返信に追われて、寝る時間もなくなり、体調を崩してしまうことも...

またメッセージ...



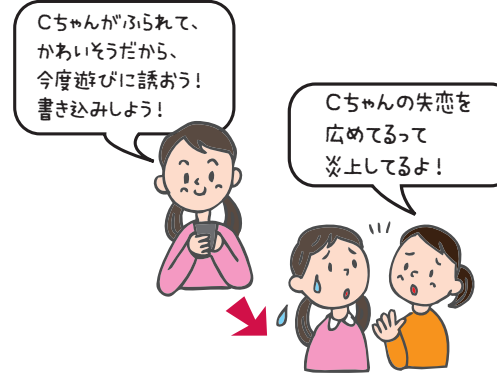
使用時間など、親子でルールを決めて、守りましょう。(最終ページ参照)

カメラのGPS機能をオンにしたままの写真をSNSにアップすると、予期せぬ個人情報の流出につながります。



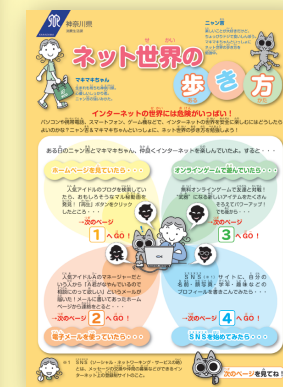
お子さんのカメラ設定を確認して使用させましょう。

一度ネットの世界に拡散した情報は取り消すことができません。炎上する恐れもあります。



ネットの世界は誰が見ているかわからないので、書き込む場合は内容をよく考えるよう、お子さんに伝えましょう。

小学生が安全にインターネットを楽しむためのリーフレット



【問合せ先】  
県消費生活課  
045-312-1121  
内線 2640

